

4. 障害福祉サービスについて

しょうがいしゃへの福祉サービスは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に定められています。

① **障害福祉サービス**
じりつしえんきゅうふ かいごきゅうふ きょたくかいご たんきにゅうしょ
自立支援給付、介護給付・・・居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所
施設入所支援などのサービスです。
くんれんとうきゅうふ しゅうろうけいぞくしえん
訓練等給付・・・・・・・・・・就労継続支援などのサービスです。

② **自立支援医療**
しょうがいしゃなど しんしん しょうがい じよきよ けいげん はか じりつ にちじょうせいかつ
障害者等の心身の障害の除去・軽減を図り、自立した日常生活を
いとな ひつよう いりよう いりようひ じこふたんがく けいげん せいど
営むために必要な医療について医療費の自己負担額を軽減する制度。
れい こうせいりりよう いくせいりりよう せいしんつういんりりよう
(例) 更生医療、育成医療、精神通院医療

③ **補装具**
しょうがいしゃなど しんたいきのう ほかん だいたい ちようきかん
障害者等の身体機能を補完し、または代替し、かつ長期間に
わたりけいぞくしてしょうされるもの。
れい ぎし そうぐ くるま ほちようき ほこうき など
(例) 義肢、装具、車いす、補聴器、歩行器 など

④ **地域生活支援事業**
いどうしえん いしそつうしえん
○移動支援 ○意思疎通支援
にちじょうせいかつようぐきゅうふ じゆんかいしえんせんもんいんせいび など
○日常生活用具給付 ○巡回支援専門員整備 など

⑤ **障がい児支援**
しょうがいじ さいみまん かん しえん じどうふくしほう さだ
障がい児（18歳未満）に関する支援は、児童福祉法に定められて
います。
じどうはつたつしえん ほうかごとう
○児童発達支援 ○放課後等デイサービス など



① しょうがいふくし 障害福祉サービス

しょうがいふくし おお わ かいごきゅうふ くんれんとうきゅうふ
 障害福祉サービスは大きく分けて**介護給付**と**訓練等給付**があります。

かいごきゅうふ かいご おこな
介護給付・・・介護を行うためのサービスです。

くんれんとうきゅうふ せいかつのうちよき いじ こうじょう めざ じりつくんれん いっぱんきぎょうなど しゅうろう
訓練等給付・・・生活能力の維持・向上を目指す自立訓練や、一般企業等への就労を
 めざ しゅうろういこうしえんなど
 目指す就労移行支援等があります。

たい しょう しゃ 対象者

しんたいしょうがいしゃてちょう も かた りょういくてちょう も かた
 ○**身体障害者手帳**をお持ちの方 ○**療育手帳**をお持ちの方

せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう も かた
 ○**精神障害者保健福祉手帳**をお持ちの方

- じりつしえんいりょう せいしんつういん う かた
 ・自立支援医療（精神通院）を受けている方
- せんもんい しんだんしょ か かた
 ・専門医に診断書を書いてもらえる方

なんびょうかんじゃ
 ○**難病患者**

ちりょうほうほう かくりつ しつぺい ほか とくしゅしつぺい せいれい さだ
 治療方法が確立していない疾病その他の特殊疾病であって政令で定めるものに
 しょうがい ていど こうせいろうどうだいじん さだ ていど かた
 よる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である方。

じどう さいみまん
 ○**児童（18歳未満）**

じょうき てちょう しょうじ せんもんい しんだんしょ か じどう
 上記にある手帳を所持しているか、専門医に診断書を書いてもらえる児童。

りょうしゃふたん 利用者負担について

りょう サービスを利用したときの利用者負担は、負担能力に応じた負担となっています。

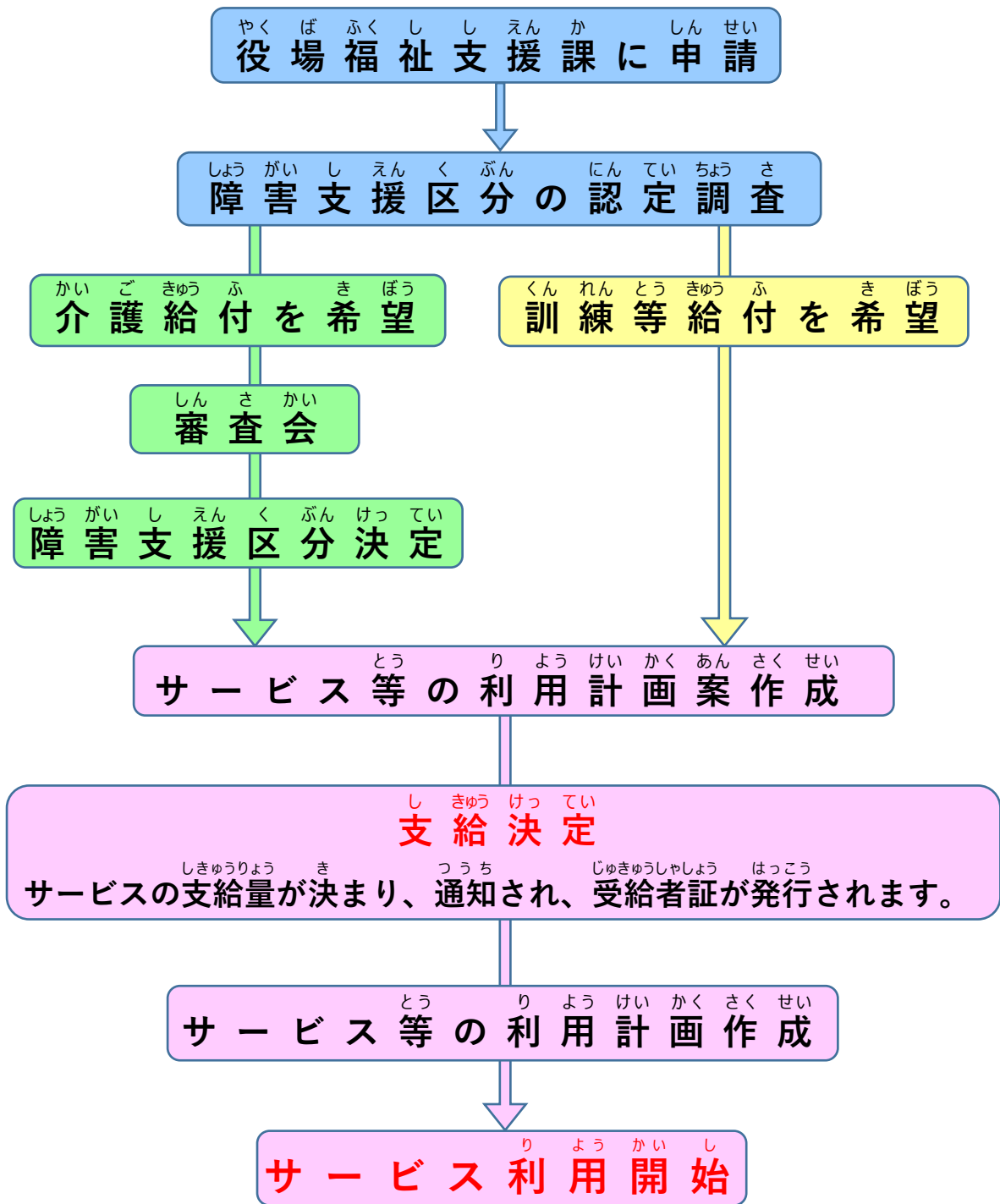
りょうしゃ せたい しょうとく おう つぎ りょうしゃ ふたんじょうげんがく せつてい
 利用者の世帯における所得に応じて、月ごとの利用者負担上限額が設定されます。

くぶん 区分	せたい しゅうにゅうじょうきょう 世帯の収入状況	ふたんじょうげんがく 負担上限額
せいかつほご 生活保護	せいかつほごじゆきゅうせたい 生活保護受給世帯	0 円
ていしょうとく 低所得	ちやうみんぜいひかぜいせたい 町民税非課税世帯	0 円
いっばん 一般1 (者)	ちやうみんぜいひかぜいせたい しょうとくわり まんえん みまん (所得割16万円未満)	9,300 円
いっばん 一般1 (児)	ちやうみんぜいひかぜいせたい しょうとくわり まんえん みまん (所得割28万円未満)	4,600 円
いっばん 一般2	じょうきいがい 上記以外	37,200 円

このほかにも、りょうしゃふたん かん けいげん そ ち くわ ふくししえんか
 障害福祉担当までお問い合わせください。詳しくは、福祉支援課

申請から利用まで

※サービス利用を希望する方は、
まず障害支援区分の認定を受けましょう。



障害支援区分とは？

障害の多様な特性や心身の状態に応じて、必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分です。

介護保険制度が優先になる方

しょうがいふくし たいしょうしゃ つぎ ばあい げんそく かいご
障害福祉サービスの対象者でも、次にあてはまる場合は原則として、介護

ほけん ゆうせん さだ
保険サービスを優先することが定められています。

I. 65歳以上の方

II. 40歳以上で、16の特定疾病（下記の表）に該当する方

ひょう とくていしっぺい
表：16の特定疾病

- ① がん（回復の見込みがないもの）
- ② 関節リウマチ
- ③ 筋萎縮性側索硬化症（ALS）
- ④ 後縦靭帯骨化症
- ⑤ 骨粗しょう症（骨折を伴うもの）
- ⑥ 認知症（初老期）
- ⑦ 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- ⑧ 脊髄小脳変性症
- ⑨ 脊柱管狭窄症
- ⑩ 早老症
- ⑪ 多系統萎縮症
- ⑫ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- ⑬ 脳血管疾患
- ⑭ 閉塞性動脈硬化症
- ⑮ 慢性閉塞性肺疾患
- ⑯ 変形性関節症（両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴うもの）

障害福祉と介護保険のサービスについて

しょうがいふくし かいごほけん きょうつう りょう
 障害福祉サービスと介護保険サービスで共通するサービスが利用できる

ばあい **かいごほけん** ゆうせん さだ
 場合は、**介護保険のサービスを優先**することが定められています。

● 障害福祉サービス

	しょうがいふくし 障害福祉（サービス）	かいごほけん 介護保険（サービス）
かいごほけん 介護保険に「ある」サービス	ばあい りょうか 場合により利用可	ゆう せん 優 先
かいごほけん 介護保険に「ない」サービス こうどうえんご じりつくんれん しゅうろう 行動援護、自立訓練、就労 いこうしえん しゅうろうけいぞくしえん 移行支援、就労継続支援	じ ゆきゆう 受給できる	

● 補装具

	ほ そうぐ 補装具	かいごほけん ふくしように 介護保険（福祉用具）
かいごほけん 介護保険に「ある」サービス くるま でんどうくるま 車いす、電動車いす、 ほこうき ほこうほじょ 歩行器、歩行補助つえ	ばあい りょうか 場合により利用可	ゆう せん 優 先
かいごほけん 介護保険に「ない」サービス	じ ゆきゆう 受給できる	

● 日常生活用具

	にちじょうせいかつようぐ 日常生活用具	かいごほけん ふくしように 介護保険（福祉用具）
かいごほけん 介護保険に「ある」サービス とくしゆしんだい たいいへんかんき 特殊寝台、体位変換器、 いどう いじょうしえんようぐ いどうよう 移動・移乗支援用具、移動用 リフト、入浴補助用具等 にゅうよくほじょようぐなど	しんせいふ か 申請不可	ゆう せん 優 先
かいごほけん 介護保険に「ない」サービス	しんせい か 申請可	

◆ **介護給付** かいごきゅうふ 居宅きやたくや、施設内しせつないで行おこなわれる生活介護せいかつかいごサービス

サービス名称 <small>めいしょう</small>	サービス内容 <small>ないよう</small>
<small>きやたくかいご</small> 居宅介護(ホームヘルプ)	<small>じたく しょくじ にゆうよく はい かいご おこな</small> 自宅で食事、入浴、排せつの介護などを行います。
<small>どうこうえんご</small> 同行援護	<small>しかくしょうがい いどう いちじる ごんなん ゆう かつ いどう ひつよう じょうほう ていきよう だいひつ だいでくふく いどう えんごなど がいしゆつしえん おこな</small> 視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供(代筆、代読含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
<small>こうどうえんご</small> 行動援護	<small>じ ごはんだんのうりよく せいげん かつ こうどう きけん かいひ ひつよう がいしゆつしえん おこな</small> 自己判断能力が制限されている方が行動するとき、危険を回避するために必要な外出支援を行います。
<small>じゅうどほうもんかいご</small> 重度訪問介護	<small>じゅうど したいふじゆうしゃ じゅうど ちてきしょうがい も せいしんしょうがい こうどうじょういちる ごんなん ゆう ひと つね かいご ひつよう かつ じたく しょくじ にゆうよく はい かいご がいしゆつじ いどうしえんなど そうごうてき おこな</small> 重度の肢体不自由者または重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする方に、自宅で、食事、入浴、排せつの介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
<small>じゅうどしょうがいしゃほうかつしえん</small> 重度障害者包括支援	<small>かいご ひつようせい たか かつ きやたくかいご ふくすう ほうかつてき おこな</small> 介護の必要性がとても高い方に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。
<small>たんきにゆうしよ</small> 短期入所(ショートステイ)	<small>じたく かいご かつ びょうきなど ばあい たんきかん やかん ふく しせつ にゆうよく はい しょくじ かいごなど おこな</small> 自宅で介護する方が病気等の場合に、短期間、夜間を含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
<small>せいかつかいご</small> 生活介護	<small>つね かいご ひつよう かつ ひるま にゆうよく はい しょくじ かいごなど おこな そうさくてきかつどう せいさんてきかつどう きかい ていきよう</small> 常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動、生産的活動の機会を提供します。
<small>りょうようかいご</small> 療養介護	<small>いりよう じょうじかいご ひつよう かつ いりようきかん きのうくんれん りょうようじょう かんり かんご かいご にちじょうせいかつ しえん おこな</small> 医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の支援を行います。
<small>しせつにゆうしよしえん</small> 施設入所支援	<small>しせつ にゆうしよ かつ やかん きゆうじつ にゆうよく はい しょくじ かいごなど おこな</small> 施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

◆ そうだんし えんじぎょうしよいちらん 相談支援事業所一覧

しょう しゃ かぞく たいしょう しょうがいふくし りょう にちじょうせいかつ
障がい者やその家族を対象に、障害福祉サービスの利用や日常生活などに
とくていそだん けいかくそだんし えん しょう じ そだん いっぱんそだん ちいきいこうし えんおよ
ついて特定相談(計画相談支援)、障がい児相談、一般相談(地域移行支援及び
ちいきていちゃくし えん う つ りょうりょう
地域定着支援)を受け付けています。利用料はかかりません。

	じぎょうしよめい 事業所名	そだんし えん しゆるい 相談支援の種類	たいしょうしゃ 対象者	と あ さき お問い合わせ先
1	ゆにば いしがき	けいかくそだんし えん 計画相談支援 しょう じ そだんし えん 障がい児相談支援	しょう しゃ 障がい者 しょう じ 障がい児	いしがきしあざいしがき 石垣市字石垣154 はなみずき マンション花水木1F TEL : 83 - 0345/FAX : 83 - 0369
2	しえていそだんし えんじぎょうしよ 指定相談支援事業所 らぼーるウイズ若夏 わか なつ	けいかくそだんし えん 計画相談支援 しょう じ そだんし えん 障がい児相談支援 ちいきいこうし えん 地域移行支援 ちいきていちゃくし えん 地域定着支援	しょう しゃ 障がい者 しょう じ 障がい児	いしがきしあざおおかわ 石垣市字大川528 - 1 にかわどり 荷川取ハイツ 103 TEL : 83 - 5156/FAX : 83 - 8110
3	そだんし えん 相談支援センター ハーモニー	にゅうしよしゃ (入所者の) けいかくそだんし えん 計画相談支援	しょう しゃ 障がい者	いしがきしあざおおはま 石垣市字大浜1349 - 79 TEL : 82 - 0202/FAX : 82 - 0066
4	そだんの窓口 まどぐち	けいかくそだんし えん 計画相談支援 しょう じ そだんし えん 障がい児相談支援	しょう しゃ 障がい者 しょう じ 障がい児	いしがきしんえいちよう 石垣市新栄町50 - 13 な は ひがし コーポ那覇1-東 TEL : 87 - 0696/FAX : 87 - 0697

と あ さき お問い合わせ先

たけとみちようやくば ふくしし えんか
竹富町役場 福祉支援課

TEL : 0980 - 83 - 7415

FAX : 0980 - 82 - 3745



～ × ㊦ ～

